

よりそう スノー&ホーム

(低圧電気供給実施要綱)

2024年4月1日実施

よりそうCスノー&ホーム

目 次

| | | |
|----|---------------|----|
| I | 本 則 | 1 |
| 1 | 適用条件 | 1 |
| 2 | 実施要綱の変更 | 1 |
| 3 | 契約期間 | 3 |
| 4 | 供給電気方式および供給電圧 | 3 |
| 5 | 契約電力および契約容量 | 3 |
| 6 | 期間区分および時間帯区分 | 4 |
| 7 | 料 金 | 4 |
| 8 | 使用電力量の算定 | 6 |
| 9 | そ の 他 | 7 |
| II | 実 施 細 目 | 8 |
| 1 | 適用条件 | 8 |
| 2 | 契約電力および契約容量 | 8 |
| 3 | 融雪機器にかかわる取扱い | 8 |
| 附 | 則 | 9 |
| 別 | 表 | 10 |

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、一般送配電事業者（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下，一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

ロ 電気式ルーフヒーティングまたは電気式ロードヒーティング等の融雪のための小型機器（以下「融雪機器」といいます。）を使用する需要であること。

ハ 契約電力が原則として50キロワット未満であること，または契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) この実施要綱は，次の地域に適用いたします。

青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

ただし，電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 実施要綱の変更

(1) 当社は，次の場合には，民法第548条の4の規定にもとづき，この実施要綱を変更することがあります。この場合には，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハイおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、この実施要綱の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法また

はインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電力および契約容量

契約電力または契約容量は、原則として、お客さまの申出にもとづき、次の(1)または(2)のいずれかにより定めます。

- (1) その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力により契約電力を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)イによります。
- (2) 契約主開閉器により契約容量を定める場合には、標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)ロによります。
- (3) (1)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(2)を適用いたしません。また、(2)の適用後 1 年に満たない場合は、原則として(1)を適用いたしません。
- (4) 需要場所における契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

6 期間区分および時間帯区分

(1) 期間区分は、次のとおりといたします。

イ 降雪期間

毎年12月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

ロ その他期間

降雪期間以外の期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

(イ) 降雪期間昼間時間

降雪期間の毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

(ロ) その他期間昼間時間

その他期間の毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定

された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力または契約容量に応じ 1 月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

イ 5（契約電力および契約容量）(1)により契約電力を定める場合

(イ) 契約電力が 6 キロワット以下の場合

| | |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 2,465 円 10 銭 |
|---------|--------------|

(ロ) 契約電力が 6 キロワットをこえる場合

| | |
|-----------------------|--------------|
| 1 契約につき最初の 10 キロワットまで | 3,498 円 00 銭 |
| 上記をこえる 1 キロワットにつき | 545 円 60 銭 |

ロ 5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

| | |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 2,096 円 60 銭 |
|---------|--------------|

(ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

| | |
|---------------------------|--------------|
| 1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで | 2,970 円 00 銭 |
| 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき | 468 円 60 銭 |

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 降雪期間昼間時間

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 37 円 50 銭 |
|-------------|-----------|

ロ その他期間昼間時間

| | |
|---|-----------|
| 最初の 70 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 37 円 20 銭 |
| 70 キロワット時をこえ 170 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 46 円 83 銭 |
| 170 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 52 円 45 銭 |

なお、その 1 月に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合のその他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表 1（料金の算定期間内に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合のその他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の算定）により算定された値といたします。

ハ 夜間時間

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 25 円 88 銭 |
|-------------|-----------|

8 使用電力量の算定

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）にかかわらず、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計してえた値といたします。
- (2) 計量器の故障等によって、当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、標準約款 20（使用電力量の計量および算定）(6)にかかわらず、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めるものとし、この場合の 30 分ごとの使用電力量は、原則として協議によって定めた使用電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値といたします。

なお、この場合の最大需要電力は、原則として協議によって定めた使用

電力量を 30 分ごとに均等に配分してえた値をもとに算定いたします。

9 その他

(1) 融雪機器については、専用の電路を施設し、直接融雪機器に接続していただきます。

(2) 当社は、需要場所に融雪機器が設置されていないことまたは専用の電路に融雪機器が直接接続されていないことによるこの実施要綱の不当な適用を確認した場合には、違約金を申し受けることがあります。

なお、この場合の違約金は、標準約款 31（違約金）に準じて算定するものといたします。

また、この場合、お客さまに需要場所に融雪機器が設置されていないことまたは専用の電路に融雪機器が直接接続されていないことによるこの実施要綱の不当な適用について警告しても改めないときは、標準約款 39（解約等）(1)トにより需給契約を解約することがあります。

(3) 5（契約電力および契約容量）(1)の場合で、最大需要電力が 50 キロワット以上となったときには、契約種別の変更についてすみやかに協議するものといたします。

なお、この場合の料金は、7（料金）(1)イおよび(2)の料金を適用いたします。

(4) 当社は、標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(5) その他の事項については、標準約款によるものといたします。

(6) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適用条件

- (1) 「電灯または小型機器を使用する需要」には、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
- (2) この実施要綱から他の低圧電気供給実施要綱または特定小売供給約款に規定する需給契約に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

2 契約電力および契約容量

本則 5（契約電力および契約容量）(2)により契約容量を定める場合で、この実施要綱適用の際現に取り付けられている電流を制限する計量器または当該一般送配電事業者等の電流制限器を継続して使用することを希望されるときは、契約容量は、原則として電流を制限する計量器により制限される電流または電流制限器の定格電流にもとづき次により算定いたします。

- (1) 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\quad} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 電流制限器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)}}{\quad} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

3 融雪機器にかかわる取扱い

- (1) 融雪機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は必要に応じて、お客さまの融雪機器を確認させていただくことがあります。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

2 この実施要綱の実施にともなう切替措置

この実施要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表 2（その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 料金の算定期間内に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合のその他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の算定

- (1) 料金の算定期間内に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合のその他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分は、次により算定いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 70 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{検針期間等におけるその他期間の日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、その他期間昼間時間における使用電力量のうち、最初の70キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{検針期間等におけるその他期間の日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、その他期間昼間時間における使用電力量のうち、70キロワット時をこえ170キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) その他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 70 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象のうちのその他期間の日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、その他期間昼間時間における使用

電力量のうち、最初の 70 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第 2 段階料金}}{\text{適用電力量}} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象のうちのその他期間の日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、その他期間昼間時間における使用電力量のうち、70 キロワット時をこえ 170 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 標準約款 21 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象のうちのその他期間の日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象のうちのその他期間の日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

- (3) (1)に規定する日割計算後の第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (4) 日割計算対象に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合は、1 (料金の算定期間内に降雪期間とその他期間がともに含まれる場合のその他期間昼間時間における料金適用上の電力量区分の算定) に準ずるものとしていたします。

- (5) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の日数としていたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の日数としていたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間等の始期の属する月の日数としていたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間等の始

期の属する月の日数といたします。